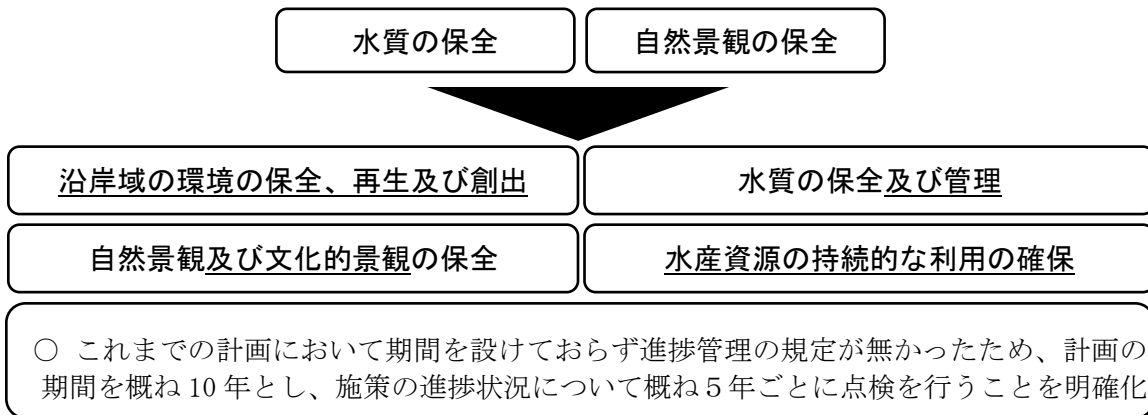


## 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について

### 1 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画変更のポイント

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条第1項の規定により定めるものであり、国が「豊かな瀬戸内海」を目指し、平成27年2月に瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定したことなどを受けて、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を8年ぶりに変更するものである。



### 2 これまでの経緯と今後のスケジュール

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画（以下「県計画」という。）の変更については、平成28年3月に素案を公表し、パブリック・コメントを行うとともに、関係者等からも意見を聴き、これらを踏まえて別添のとおり県計画（案）を取りまとめた。

平成27年	11月	関係者からの意見聴取、協議会の開催
平成28年	1月	骨子の作成
	2月	県環境審議会へ諮問、素案の作成
	3月	パブリック・コメントの実施、協議会の開催
	7月	県環境審議会から答申
	8月	国との協議
	10月	変更計画の決定

### 3 パブリック・コメント期間中に意見を聴いた関係者等

播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会構成団体、岡山県環境審議会水質部会、沿岸漁業協同組合、国機関、市町村

播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会	岡山県漁業協同組合連合会、市立玉野海洋博物館、岡山県商工会議所連合会、公益財団法人岡山県環境保全事業団、公益財団法人岡山県郷土文化財団、生活協同組合岡山コープ、岡山大学理学部附属牛窓臨海実験所、岡山県環境保健センター、岡山県農林水産総合センター水産研究所、環境省中国四国地方環境事務所、沿岸市
--------------------	--

国機関	国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所、同水島出張所、同岡山河川事務所 玉野海上保安部、水島海上保安部
-----	--

#### 4 寄せられた意見

##### (1) 件数

16 団体・人から 115 件の意見が寄せられた。(パブリック・コメントは 1 件)

項目	件数
全体構成	3
現状と課題	17
沿岸域の環境の保全、再生及び創出	8
水質の保全及び管理	11
自然景観及び文化的景観の保全	6
水産資源の持続的な利用の確保	1
計画の点検	4
その他（表現の修正等）	65
合計	115

##### (2) 主な意見の内容

項目	意見の概要	県の考え方
全体構成	「基本的な施策」の項にも現状が記載されているので、整理すべき。	「基本的な施策」の項に記載していた内容の一部を「現状と課題」の項に移動するなど、構成を一部変更します。
現状と課題	海域の基本的な特徴について、背景地、産業構造、主要港湾、文化、レクリエーション等の現状も記載すべき。	「現状と課題」の項に水産業の状況だけでなく、河川、産業、海運、文化、レクリエーション等の状況についても記述を追加します。
	新たに形成され、注目を集めている「瀬戸大橋」、「コンビナート景観」などについても記載すべき。	新たに形成された景観についても瀬戸内海の景観の一部であることから、記述を追加します。
沿岸域の環境の保全、再生及び創出	河川・森林等は、沿岸域の環境・水質・生態系と密接に関係しているため、三大河川を有する本県においては河川流域や森林関係者等との連携を重要視する記述が必要である。	瀬戸内海の環境保全には上流の関係者との連携が重要であり、海ごみ対策や植林活動等による関係者間の連携の強化に努めることとしております。

水質の保全及び管理	下水道は公共用水域の適正な栄養塩管理にも重要な役割を担っており、従来の施策である高度処理の採用等の他に、調整運転法の検討などについても取り組むべき。	湾・灘等ごとの実情に応じた課題に対応するため、栄養塩量に関する調査研究や、下水処理場の管理運転に関する先行事例等の知見を収集し、影響等を十分検討した上で順応的な取組を推進することとしております。
自然景観及び文化的景観の保全	河川等に堆積したごみは、大雨で下流へ流れてくるため、処理・処分に苦慮することがある。通常から河川等のごみを除去しておくための取組、処理・処分に係る連携を図る協議会等の設置が必要である。	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしております。
水産資源の持続的な利用の確保	水産資源を確保するため、アユ、ウナギ等の海と川を行き来する生物の移動を向上させるべき。	海と河川を行き来する魚類等の成育や繁殖環境を保全するため、生物の移動に配慮し、水域の連続性の確保に努めることとし、記述を追加します。

# 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更（案）の概要

## 第1 序 説

### 1 計画の趣旨

瀬戸内海を美しい景勝の地として、また、水産資源の宝庫として、その恵沢を後代に継承すべく、それにふさわしい環境の確保、維持及び回復を目指して、瀬戸内海の環境保全に関する施策を推進するための総合的な計画として策定する。

### 2 計画の期間

計画の期間を概ね10年とし、概ね5年ごとに点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3 現状と課題

岡山県の海域は、面積は比較的狭いが、島しょ部、浅海域、河口部等の多様な地形と静穏域、瀬戸、汽水域等の様々な環境を有し、水産業、工業、海上交通、観光等の基盤であるとともに、島々が形成する多島美、人と自然が形成する人文的景観、自然景観と一体となっている史跡などがある。しかし、その一方で、藻場・干潟の減少等が問題となっている。

水質については、平成27年度の環境基準の達成率は、化学的酸素要求量が30%、全窒素が100%、全リンが87.5%である。

水産業については、播磨灘ではカキ養殖業やノリ養殖業、備讃瀬戸では漁船漁業のほか、一部でノリ、カキの養殖業が営まれているが、近年はノリの色落ちや漁業生産量の低迷等が問題となっている。

## 第2 計画の目標

藻場・干潟の減少や漁業生産量の低迷等の課題に対応し、美しい景観・憩い・多様な生物の生息の場、漁業生産、物流・人流等の多面的価値・機能が発揮された「豊かな瀬戸内海」の実現を目標とする。

### 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

水質浄化、物質循環及び水生生物の生育の場として重要な藻場・干潟、人と自然のふれあいの場や瀬戸内海の景観の一部として重要な自然海岸、魚介類の生息場である海底の環境等沿岸域の環境が良好に保たれていること。

### 2 水質の保全及び管理に関する目標

水質汚濁等を防止するための対策が計画的に講ぜられ、水質環境基準の達成に努めるとともに、湾・灘等ごとや季節ごとにおける漁業等の地域の実情に応じた水質管理に関する検討や順応的な取組が進められていること。

### 3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

瀬戸内海の優れた自然景観やこれと一体をなしている文化財等が保全されているとともに、地域の自然や文化を活かしたエコツーリズム等が推進されていること。

### 4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、水産資源の適切な保存と管理の推進に努めること。

## 第3 目標達成のための基本的な施策

自然環境の保全、水質の保全に関する規制等これまでの保全型施策の充実に加え、沿岸域における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、底質環境の改善等を基本的な考え方として施策を実施するものとする。

また、施策の実施等に当たっては、漁業や海域環境の特性、地域の実情に応じて行うものとし、必要に応じ里海づくりの手法の導入と適切な管理に努めるものとする。

### 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟・砂浜・塩生湿地等の保全
- 悪化した底質の改善、窪地対策の推進
- 河川・湖沼関係者との連携
- 埋立て及び沿岸域の整備に当たっての環境保全に対する配慮
- 自然海岸の保全
- 防潮、養浜等による海岸の管理
- 海砂利の採取の抑制

### 2 水質の保全及び管理

- 水質総量削減制度等の実施及び水質の管理
- 下水道等の整備の促進
- 有害化学物質等の低減のための対策
- 海水浴場等の保全
- 水質及び底質環境の改善
- 油等による汚染の防止
- 森林の適正な管理

### 3 自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園、緑地等の保全及び史跡、名勝、天然記念物等の保全
- 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
- 漁港、畑、町並み等の文化的景観の保全
- エコツーリズム等の推進

### 4 水産資源の持続的な利用の確保

- 環境との調和に配慮した水産動植物の増殖の推進
- 資源管理型漁業の取組の推進

### 5 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保

- 廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進
- 処理施設の整備
- 最終処分場の確保

## 6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

○藻場及び干潟の保全、森林等の適切な管理による自然浄化能力の維持・回復

## 7 島しょ部の環境の保全

○島しょ部における環境保全の推進

## 8 基盤的な施策

○水質等の監視測定  
○環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等  
○関係機関等との連携の強化 ○国内外の閉鎖性海域との連携  
○情報提供・広報の充実、普及啓発及び住民参加の推進  
○環境教育・環境学習の推進

## 9 施策実施上必要な事項

○施策についての財源確保と積極的な推進

# 第4 計画の点検

## 1 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するため、本計画で定められた施策の実施状況及び環境の改善状況について、次の指標を用いて把握することにより計画の進捗に係る点検を行い、施策の効果的な実施を図るものとする。

## 2 状況を把握するための主な指標

- (1) 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標
  - 藻場・干潟の面積
  - 里海の取組箇所数
  - 底質改善取組箇所数等
- (2) 主に水質の保全及び管理に関する指標
  - 水質汚濁に係る環境基準達成状況
  - 汚水処理人口普及率
  - 海水浴場の水質判定基準の達成状況等
- (3) 主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標
  - 国立公園利用者数
  - 保安林指定面積
  - 史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数等
- (4) 主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標
  - 漁業生産量
  - 海域のクロロフィル a、栄養塩
  - 漁場環境等整備事業実施箇所数等

## 3 指標の現状値

各指標について、現時点の数値、取組内容等を記載

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更(素案)に対する意見

No	分類	発言者	意見の対象	意見の内容(概要)	計画(素案)の該当部分	計画(素案)の内容
1	全体構成	協議会	全体	①冒頭に現状の項目があるが、施策の部分にも現状の記述が多くあるので、分けてはどうか。②海域の特徴には後背地の影響が大きいのので、現状の項目で河川負荷や工業地についてもっと記載すべき。③海域の現状について、流速や海ごみについても記述すべき。④文化的景観について、瀬戸大橋や水島コンビナートも記載してほしい。⑤海城区分の図について、果境が無いと分かりにくい。⑥施策には無理かもしれないが、現状に食文化についても記載してほしい。	第1の3	意見を踏まえて修正
2	全体構成	協議会	第3	「現状と課題」部分が大部分を占め、かえって施策との関連がわかりにくくなっている。「現状と課題」はP2以降の項できちんと整理し、施策の書き出しには、その重要性や、課題部分を簡潔に要約したものを記述して、施策について記述すべきではないか。	全体	意見を踏まえて修正
3	全体構成	協議会	第3の2の(2)	「ア下水道の整備の前」に、「(2)下水道等の整備の促進」の総論としてクリーンライフ100に関する記述を行うべき。	第3の2の(2)	意見を踏まえて修正
4	現状と課題	協議会	第1の4の(1)	法律により海域区分は異なり、備讃瀬戸は、小豆島の東側部分の場合もある。 ⇒岡山県の海域は、瀬戸内海の中央部に位置し、瀬戸内海環境保全特別法の定義では、東は.....	第1の3の(1)	意見を踏まえて修正
5	現状と課題	協議会	第1の4の(1)	本県海域の特性(干満差が大きく、潮流があること。また、潮止まりや、転流があること等等)を、最大の干満潮位差、最大時の潮流速度、最大深度等の具体的なデータを示して説明した方が良いのでは。	第1の3の(1)	意見を踏まえて修正
6	現状と課題	協議会	第1の4の(1)	過去において大規模な砂利採取が行われたことはここに記述すべきだが、底質の悪化はここより水質のところで関連づけて記載した方が良いのでは。	第1の3の(1)	意見を踏まえて修正
7	現状と課題	協議会	全体	「現状と課題」で記述すべきことと、P10以降の「目標達成のための基本的な施策」で記述している現況部分とがあり、整理が必要。 できるだけ、「現状と課題」で、現況の評価と課題の抽出は行うべきと考える。	第1の3	意見を踏まえて修正
8	現状と課題	協議会	第1の4の(1)	湾灘ごとで触れる部分と総合的な記述との再整理を検討されたい。 なお、過去の埋め立て面積の推移や評価を水島コンビナートは大坂湾を除き瀬戸内海最大の工業地帯であることを明記した方が良いのでは(その他の沿岸部のコンビナート工場立地にも触れる?)	第1の3の(7)	意見を踏まえて、水島コンビナートについて記述を修正。 埋立て面積の推移は指標として掲載
9	現状と課題	協議会	第1の4の(3)	瀬戸内海国立公園の指定自体が人文景観を考慮 「これらの優れた自然景観・・・」⇒「これらの優れた景観地域では、瀬戸内海の自然景観と一体となつて形成している史跡、名勝、天然記念物等や港、町並みなどが形成する文化的景観を、ともに適切に保全していく必要がある。	第1の3の(4)	意見を踏まえて修正
10	現状と課題	協議会	第1の4の(3)	新たに形成されており、注目を集めている「瀬戸大橋」等や「コンビナート景観」について記述すべき。(「景観計画」でも位置づけられている。)	第1の3の(4)	意見を踏まえて修正

11	現状と課題	協議会	第1の4の(3)	ゴミの問題は景観以外の環境影響があるため、項起しをした方が良いのでは。(施策でも取り上げている)	第1の3の(5)	意見を踏まえて、海域の現状と課題に項目立てて記載。
12	現状と課題	協議会	第1の4の(3)	国の湾灘関係資料に準じて、漁業以外の産業についての記述を起し、沿岸都市部の工場出荷額、発電所の稼働状況、主要港湾・航路の状況を記述すべき(総論と湾灘での記述の書き分けも要検討) 施策の「エコツーリズム等」に関連して沿岸部や島嶼部の主要観光地の観光客の動向、特筆すべきこととして「瀬戸内国際芸術祭」にも項を起し触れるべきではないか。	第1の3の(4)、(6)、(7)	意見を踏まえて、沿岸部の産業等の状況に沿岸部の動向などを記載する。
13	現状と課題	協議会	第1の4の(5)	県境をいれた地図がないとわかりにくい。(少なくとも一般県民に)児島湾と書き分けること。(「児島湾周辺」はわかりにくくい⇒「1級河川である・・・⇒本県の3大河川のうち、吉井川、旭川が児島湾を通じて流入し」等)記述の仕方を再検討、海域の基本的な特徴(自然環境を含む)、背景地の状況(流入主要河川及びその諸元、その流域の土地利用や産業構造、人工島の特性等)、漁業の状況、主要港湾、主要航路、文化・レクリエーションの状況を概ねこの順番で、概論部分の記述より掘り下げて書き込むべきと考える。 国の湾灘関係資料を参考に載せ忘れたの無いように配慮すべき(記述項目も検討して下さい)	第1の3の(7)	意見を踏まえて修正
14	現状と課題	協議会	第1の4の(5)	地図、構成等、播磨灘に同じ。 瀬戸内海最大のアマモ場「味野湾のアマモ場」はここで記載しておくべき。 エコツーリズムの観点から、「自然との共生戦略」にある沿岸部の主要観光地(海水浴場等を含む)とともに記述しておくべき	第1の3の(7)	意見を踏まえて、播磨灘、備讃瀬戸ともにアマモ場について記述を追加する。
15	現状と課題	協議会	第1の4の(5)	それぞれの湾の特徴を書き分ける。(埋め立て干拓等成立の過程も書き込む) 例えば、片上湾=大きな流入河川がない等を含めて・・・2つの灘に順じた記載が望ましい。 ちなみに、児島湾の高島は「瀬戸内海国立公園特別地域」です。 「笠岡湾はカブトガニ生息地として」「笠岡湾のカブトガニ繁殖地は天然記念物」として	第1の3の(7)	意見を踏まえて、それぞれの湾の特徴の記述を追加する。
16	現状と課題	協議会	第1の4の(5)	項立てするより、灘もしくは湾のところで記述整理が良いのでは。 例えば高梁川河口や児島湾内の干潟(水門湾の干潟等)に関して特筆して記述する。	第1の3の(7)	大河川を有する岡山県の特徴的な環境であることから、独立した項に記述している。
17	現状と課題	協議会	第1の4の(5)	P9-3(5)で目録としていないエコツーリズムに関する現況課題分析がP2からはじまる「現状と課題」の中で取り上げられていない。 主要な観光地、文化イベント、海水浴や潮干狩りの場、水族館や国立公園のビジターセンター、「自然との共生戦略」に記載されている体験研修施設等をまとめて記載すべき。 その際、全体像と湾灘の特徴として記載すべき項目は整理していただきたい。(この整理は他項目でも重要)	第1の3の(4)、(7)	意見を踏まえて、エコツーリズム、体験施設などの記述を追加
18	現状と課題	協議会	第3の1の(1)	これ以前にガロマ場に関する記述がない。「現状と課題」部分できちんと評価しておく必要がある。	第1の3の(3)	意見を踏まえて現状と課題に記述を追加
19	現状と課題	協議会	第3の1の(2)	「現状と課題」部分で既指定の8地区については、指定理由や概要等を含め記述しておくべき。 既指定区域の継続運用だけでなく、瀬戸内海最大のアマモ場や本県最大の干潟の保全に向けたこの制度の適用の検討などについて、踏み込んで記述すべきではないか。	第4の3の指標5	指定理由等を指標の表に追加



20	現状と課題	協議会	第3の2の(1)	図に県境の表示を。 なお、これ以下の図表は、現状と課題部分において検討評価すべき併せて、他の海域に比して、岡山県の陸水（3大河川等）の影響を受けていることを示すデータを掲載できないか。	第1の3の(2)	意見を踏まえて修正
21	沿岸域の保全、再生及び創出	水質部会	第3の1の(5)	「最小限の採取量並びに影響を・・・」は「必要最小限の量に留めるとともに海域環境や水産資源に与える影響が少ない位置・・・」とする。	第3の1の(5)	意見を踏まえて修正
22	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第3の1	航路浚渫に関する記述を行うべき。	第3の1	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
23	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第2の1の(1)	「・・・また、必要に応じて再生・創出のため・・・」が適切ではないか。 ※「必要に応じて」とする場合は、必要性に関する科学的判断はどのように担保するのか。	第2の1の(1)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
24	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第2の1の(3)	「・・・必要に応じて、その悪影響を・・・」⇒「・・・できるだけその悪影響を・・・」が適切ではないか。 ※「必要に応じて」とする場合は、必要性に関する科学的判断はどのように担保するのか。	第2の1の(3)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
25	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第3の1の(7)	「・・・環境への配慮についても検討するよう努めるものとする。」⇒「・・・環境への配慮についても検討するものとする。」	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
26	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第3の1の(7)	「・・・環境との調和に配慮するよう努めるものとする。」⇒「・・・環境との調和にできるだけ配慮するものとする。」	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
27	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第3の1の(5)	航路浚渫について、記述すべきでは？	第3の1の(5)	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
28	沿岸域の保全、再生及び創出	協議会	第2の1の(4)	高梁川河口部周辺に位置する水島港は国際戦略港湾に指定されており、国の重要港湾としての位置づけがある大型船舶が多数来港する重要な港湾であるが、河口部周辺に位置することから、定期的な航路浚渫が必要となつている。この航路浚渫の位置づけについて計画・上明らからしておくべきではないか。（河川閉塞対策ではないと思うが）	第2の1の(4)	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
29	水質の保全及び管理	協議会	第3の2の(1)	赤潮の発生について、「一時期に比べて減少」と記されているが、赤潮が発生した年代を具体的に記載した方が比較している時期がわかり、具体的になるのではないか。（例）「昭和〇〇年をピークに年々減少」	第3の2の(1)のイ	意見を踏まえて修正
30	水質の保全及び管理	協議会	第3の2の(1)のイ	協定に基づく事前協議、水島臨海工業地帯での汚濁負荷量の配分などの上乗せの規制を実施している旨と、今後も実施していく旨を記載する。	第3の2の(1)のイ	排水規制等に含まれるものとして修正しない。
31	水質の保全及び管理	協議会	第3の2の(1)のイ	倉敷市においても、公害防止資金貸付制度により、融資や利子補給による助成を行っています。	第3の2の(1)のイ	環境保全資金などの融資制度等に含まれるものとして修正しない。

32	水質の保全及び管理	水質部会	第3の2の(2)のA	下水道は公共水域の適性な栄養塩管理についても重要な役割を担っており、従来の延長線上の高度処理の採用のほかに、高度処理の調整運転法の検討などについて取り組むべきではないでしょうか。兵庫県や四国側で試行などが行われており、岡山県においても避けられなくなるとは思いません。	第3の2の(1)のキ	湾・灘等ごとの実情に応じた課題に対応するため、栄養塩量に関する調査研究や、下水処理場の管理運転に関する先行事例等の知見を収集し、影響等を十分検討した上で順応的な取組を推進することとしている。
33	水質の保全及び管理	協議会	第3の2の(1)のキ	水質の管理については、規制とのバランスを考慮しながら行う必要がある旨を記載する。	第3の2の(1)のキ	「規制とのバランス」の考慮は、影響と実行可能性の検討に含まれるため、修正しない。
34	水質の保全及び管理	協議会	第3の2の(1)のキ	「・・・順応的な取組みの推進に努めるものとする。」⇒「・・・順応的な取組みを推進するものとする。」	第3の2の(1)のキ	意見を踏まえて修正
35	水質の保全及び管理	協議会	河川森林との連携	河川・森林から流入する水・養分等は、沿岸域の環境・水質・生態系と密接に関係しているため、旭川・吉井川・高梁川の3大河川を有する当県においては、河川流域や森林関係者等との連携を重要視する具体的な記述が必要と思われる。	第3の1の(8)	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策市町村連携調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしている。
36	水質の保全及び管理	協議会	第2の2の(7)	「森林は・・・」、この文章の最も重要な論点が、魚付き保安林をイメージした栄養塩の供給にあるのであれば、それを明確にした上で「4 水産資源の持続的・・・」に移すべきではないか。なお、国の計画には無いようなので、協議会の場で申し上げたよう、県計画で取り上げた趣旨を教えていただきたい。	第2の2の(7)	H4、H9の変更時は記載が無かったが、H14の変更時に治山課の意見で記載した。 「森林が有する公益的機能の補足説明」のため新規に項目立てした。施策は(4)その他の措置に記載。(記載の趣旨)この内容は、平成13年11月1日に日本学術会議において「地球環境・人間生活に係る農業及び森林の多面的な機能の評価について」として答申されている中などにも記載されているものである。
37	水質の保全及び管理	市町村	第3の2の(1)	水質調査地点を地図上に入れた資料を追加すべき	第1の3の(2)	水質測定計画の資料を毎年ホームページ等で公表しており、参照されたい。
38	水質の保全及び管理	協議会	第3の8の(3)	瀬戸内海の環境保全には、沿岸域だけではなく、その後地となる河川流域の内陸部も大きな役割を持っていることに鑑み、ここ広域連携の項には、内陸部との連携についても書き込むべき。	第1の1	意見を踏まえて修正
39	水質の保全及び管理	協議会	第3の8の(1)	発生源については、計画的に立入・測定を行っていることから、その旨を記載する。	第3の8の(1)	「計画的な立入・測定」制度の運用に含まれているため修正しない。
40	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の1の(8)	河川流域・湖沼関係者との連携は、広域連携に係る記述であることから、「8 基盤的施策」P 31, (3)の中で記述すべき。 なお、海ゴミの問題などはもう少し踏み込んだ記述をすべきではないか。	第3の1の(8)第1の3の(5)	沿岸域の環境保全に河川との連携が欠かせないことを強調するため、この部分に記載する。 海ごみについて、施策の部分に記載を追加。
41	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の3の(2)	現況部分は、「現況と課題」で記述すべきものではないが、植生に関する記述については、疑義がある。海岸部の「アカマツ、クロマツ」も多くは松食い虫の関係で消失しているし、本来の自然景観の構成種についても検討が必要。「自然との共生戦略」との記述の整合を図るべき。	第3の3の(2)	意見を踏まえて修正

42	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の3の(2)のA	一般的には「林地の確保」ではなく、「森林の保全」ではないか。なお、景観法に基づく規制（指標にも景観団体が取り上げられているが）この計画の目的である「瀬戸内海特有の自然景観及び文化的景観の保全」のうち、この項目の対象である「森林の保全」とどうリンクするのか明らかにした上で、記述すべき。	第3の3の(2)	意見のとおり修正 また、(2)に関連性を記載している。
43	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の3の(5)	水族館や国立公園ビジターセンター、自然体験施設の活用等も記述すべき。	第3の3の(5)	意見のとおり修正
44	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の3の(4)	現在、県内の海域には、吉井川、旭川及び高梁川といった大河川が流入しており、ダムからの計画的な放流は必要である。しかし、台風等の災害時には突発的に増水した水と一緒に漂流・漂着ごみも一気に下流に流れてくる。市では、そういったごみの処理・処分には大変苦慮することが予想される。そのような災害時に備えて、普段から放流する河川や河川敷をキレイに保つことと、流入してきたごみの処理・処分の適正化が重要であると考える。そこで、市としては2点を要望する。ひとつは、放流する河川や河川敷をキレイに保つ対策として、定期的な清掃活動の実施や、河川にごみを捨てないような啓発看板の設置といった啓発活動の実施が必要である。もうひとつは、流入してきたごみの処理・処分の適正化について、関係する自治体、管理者と話をすることが必要と考え、協議会の設置が必要である。これらによって、災害時にも対応し得る計画になると考える。	第3の3の(4)	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策市町村連絡調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしている。
45	自然景観の保全及び文化的景観の保全	協議会	第3の3の(4)	「漂流・漂着・海底ごみ」の対策については、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」が平成28年3月31日に策定され、その中で適正な処理を推進することとされているため、その考え方に基づいた記述にすることが望ましい。	第3の3の(4)	意見を踏まえて修正
46	水産資源の持続的な利用の確保	パブリックコメント	第4	鮎、ウナギ等の川と海を行き来する水産資源の確保も視野に入れてもよいのでは？具体的な対策としては、潮止めせきの魚道の整備管理を行い上記の生物の移動を向上させる。結果として海域の生物多様性の確保のみならず、生物量が増えることによる物質循環の増加による浄化能力アップも期待できる。	第3の4	海と河川を行き来する魚類等の成育や繁殖環境を保全するため、生物の移動に配慮し、水域の連続性の確保に努めることとしている。
47	計画の点検	水質部会	第4	備讃瀬戸を中心とする瀬戸内海を対象として、施策の実施状況と効果との関係の把握に努めるべきではないでしょうか。	第4	各施策に係る指標等を用いて取組の状況を把握し、計画の点検を行うこととしている。
48	計画の点検	協議会	第4の3の指標28	どのような選定基準か不明ですが、「白石島の虫送り」や「牛窓の舟形だんじり巡行」も該当するのではないですか。	第4の3の指標29	関係市からの回答があった行事を記載している。
49	計画の点検	協議会	第4の2	「主に沿岸域の環境の保全、再生、及び創出に関する目標」に「海岸生物の出現数・個体数」を加えてはどうか	第4	定期的の実施されている調査が無いので、指標は設定しないが、環境者などの調査に協力するなどして実施することとする。
50	計画の点検	協議会	第4	指標の目標値は不要か	第4	各施策に係る指標等を用いて取組の状況を把握し、計画の点検を行うこととしている。
51	その他	水質部会	第3の1の(1)	「塩性植物」→「塩生植物」 「塩生湿地」→「塩性湿地」	第3の1の(1)	意見のとおり修正
52	その他	水質部会	第1の4の(6)のA	瀬戸内市の島久の塩性湿地「の」が続くので1つかット	第1の3の(3)のA他	平成28年4月の重要湿地見直し公表に伴い「錦海塩田跡地」に修正



69	その他	水質部会	第3の1の(1)	アマモ場の記述では「平成元年度の自然環境保全基礎調査(環境省)」となっているがその下の干潟のところでは「昭和53年・・・」「平成元年・・・」「平成7年・・・」と記されているが統一の必要あり。財政年と暦年が混在、両方が混在、両方も自然環境保全基礎調査(環境省)。	第1の3の(3)	「年」を「年度」に修正
70	その他	水質部会	第3の1の(3)	「公衆の適正な利用」とは?意味不明	第3の1の(3)	海岸法と整合性をはかるため修正しない。
71	その他	水質部会	第3の1の(8)	「下水道整備や普及啓発の結果」を「下水道整備や環境保全意識の普及啓発の結果」とする。	第1の3の(3)のウ	意見を踏まえて修正
72	その他	水質部会	第3の1の(8)	「未達成である。湖水は・・・」文と文とのつながが悪い。「未達成である。なお湖水は・・・」としたらどうか。	第1の3の(3)のウ	意見のとおり修正
73	その他	水質部会	第3の2の(2)のキ	「湾・灘等ごと」という言い方は不自然に感じる。「湾・灘等水域ごと」ではどうか。	第3の2の(2)のキ	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
74	その他	水質部会	第3の2の(3)	計画案全文に見られるが「等」が多すぎる。たとえば1行に4個出ているところもある。「カギ殻等を用いた底質環境の改善等を水質保全対策等と組み合わせる等、・・・」	第3の2の(3)	意見を踏まえて修正
75	その他	水質部会	第3の2の(7)	「森林は、水質の浄化及び水源涵養機能や水面への陰影、養分の供給等によって水生生物の生息と繁殖を助ける役割等の多面的な機能を有していることから・・・」表現の仕方が少し気になる。「森林は、水質の浄化及び水源涵養機能を有するとともに、水面への陰影、養分の供給等によって水生生物の生息と繁殖を促進する機能も有していることから・・・」ではどうか?	第3の2の(7)	意見のとおり修正
76	その他	水質部会	第3の3の(2)	「瀬戸内海の沿岸地域及び島しょ部における草木の緑は、瀬戸内海の自然景観を構成する重要な要素である。」という文はp8(2)にもある。全く同じ内容の文がよく見られる。	第3の3の(2)	意見を踏まえて修正
77	その他	水質部会	第3の3の(2)のエ	「各景観行政団体」という言葉はあるのか?「各景観を管理する行政団体」?	第3の3の(2)のエ	用語集に記載する。
78	その他	水質部会	第3の8の(5)	「環境保全思想の普及」とは最近の造語か?これを「思想」というのか?「意識」ではないか。「意識の向上」	第3の8の(5)	意見のとおり修正
79	その他	水質部会	第4の2の表2	「里海」が出てくるが、この言葉は市民権を得たと言えるか。どのようなものか注釈が必要ではないか。その定義に白石島の海洋牧場や日生のアマモ場、貝殻敷設による底質改善が相当するのか検証すべき。	第3	用語集に記載する。
80	その他	協議会	第4の2の表2 第3の2の(1) 第2の1の(1)	①指標2の渡り鳥飛来数の調査地点は玉島ではなくて真備で、内陸なので不適ではないか。また、数字の説明が必要ではないか。②図10の公共用水域の類型指定の状況(COD)について、玉島港区はもつと北側ではないか。③第2の1の(1)について、「必要に応じて」を削除して積極的な記述にしてはどうか。	第4の2の表2 第1の3の(2) 第2の1の(1)	①、②については修正する。③については、基本計画との整合性をはかるため修正しない。
81	その他	協議会	第1の4の(5)	アマモ場の回復活動、再生活動と言葉が2種類あるので統一してはどうか。例にあげてもらっている備前市が漁協と連携して実施している活動については、「再生活動」の方になじみがある。	第1の3の(7)	記述を「再生活動」に統一する。

82	その他	協議会	第1の1	<p>計画の法的位置づけが明確で無い。1センテンスが長すぎ、内容が理解しがたい。例えば以下のように修正</p> <p>この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第百十号）第4条第1項の規定に基づき、本県の瀬戸内海の区域において、瀬戸内海の環境の保全に關し定める府県計画として定めるものである。</p> <p>策定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念や、その理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関する、瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画として国が策定した基本計画に基づいて検討を行ったものである。</p> <p>この計画は、本県の瀬戸内海の区域において、海域の実情に応じた瀬戸内海の環境の保全に關し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策を効果的なものとするため、点検すべき指標等を定める総合的な計画である。</p> <p>また、この計画を公表するため、・・・・・・・・・・</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念 瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しい・・・</p>	第1の1	意見を踏まえて修正
83	その他	協議会	第1の4の(3)	写真のクレジットは「瀬戸内海今昔写真展資料集」等の方が良いのでは	第1の3の(4)	写真提供者の岡山県文化連盟の指示による記載のため修正しない。
84	その他	協議会	第1の4の(5)	「自然景観としては」⇒「優れた景観地域としては」 「日生諸島の一部や玉野市金甲山の一部」⇒牛窓諸島等が落ちている	第1の3の(7)	意見を踏まえて修正
85	その他	協議会	第3の1の(1)	干潟面積＝共生戦略と合わせては？	第1の3の(3)	意見を踏まえて修正
86	その他	協議会	第4の2の表2	岡田大池は環境省の定点調査地点だとすれば、旧真備町部分の内陸部で不適では？岡山県ガレンカモ調査地点で沿岸部のもを選定した方が良い。	第4の2の表2 第4の3の指標2	意見のとおり修正
87	その他	協議会	第3の1の(3)	瀬戸内海の環境保全と関連のある記述となっていない。国の計画にはない項目と思いが、項立てするのであれば、少なくとも本計画の趣旨に合致した部分を挙げて記述すべき。	第3の1の(3)	意見を踏まえて、海岸の適正な管理は瀬戸内海の人々が利用する豊かな海に必須である旨を記述。
88	その他	協議会	第3の1の(7)	前段文章と後段文章（ほぼ国の記述どおり）のかき分けについてわかりにくい。整理が必要。	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
89	その他	協議会	第3の2の(7)	国の計画にはない項目と思いが、森林の適切な管理と瀬戸内海の水質との関連性をもう少し丁寧に記述しないと唐突な感じが否めない。	第3の2の(7)	意見を踏まえて修正

90	その他	協議会	第3の3の(2)のイ	計画の趣旨は「瀬戸内海特有の自然景観及び文化的景観の保全」、計画の趣旨と異なる項目をおこす必要は無いのでは。	第3の3の(2)のイ	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
91	その他	協議会	第3の3の(2)のウ	上記の趣旨から、一般的な記述ではなく計画の目的にそぐう記述とすべき。	第3の3の(2)のウ	意見を踏まえて修正
92	その他	協議会	第3の6	記述が他の項目に比して、具体性を欠いている。重複しても良いから、水質の保全・管理の記述を参考に内容を充実すべき。	第3の6	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
93	その他	協議会	第3の7	「岡山県離島振興計画等に基づき環境保全の取組に努める」の記述では具体的な中身が見えない。	第3の7	意見を踏まえて修正
94	その他	協議会	その他	全体を通じて、「連携」という言葉が多用されているが、本来の役割分担を明確にした上で、どう連携するかという記述が必要ではないか。		基本計画との整合性をはかるため修正しない。
95	その他	協議会	第1の4の(3)	・・・海岸に漂着して景観の悪化、利用の支障となったり、海底に堆積して水産業に影響を及ぼすなど・・・ ⇒・・・海岸に漂着して景観の悪化、海運や漁業操業の支障となったり、海底に堆積して生態系や漁業操業に悪影響を及ぼすなど・・・	第1の3の(5)	意見のとおり修正
96	その他	協議会	第1の4の(4)	海面漁業の対象種としては、 ⇒漁船漁業の対象種としては	第1の3の(6)	意見のとおり修正
97	その他	協議会	第1の4の(4)	「県内の沿岸には、県内産業の中核をなす・・・、海上交通網が形成されている」 ⇒（水産業等の状況とは、直接関係しない表現であるため、第1の4の(1)の「岡山県の海域」に移してはどうか？）	第1の3の(6)	意見を踏まえて修正
98	その他	協議会	第1の4の(5)のア	ア 播磨灘 ⇒ア 播磨灘北西部	第1の3の(7)のア	意見を踏まえて修正
99	その他	協議会	第2の1の(1)第3の1の(1)(2ヶ所)	砂浜⇒海浜 (自然海岸には、砂浜だけでなく、岩場なども混在しているため)	第2の1の(1)、第3の1の(1)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
100	その他	協議会	第2の2の(6)	・・・水質が良好な状態で・・・ ⇒・・・水質環境が良好な状態で・・・	第2の2の(6)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
101	その他	協議会	第2の2の(7)	・・・養分の供給等・・・ ⇒・・・養分の安定的な供給等・・・	第2の2の(7)	意見のとおり修正
102	その他	協議会	第2の3の(2)	・・・積極的にこれを育てる方向で・・・ ⇒・・・積極的にこれを保護・繁殖する方向で・・・	第2の3の(2)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
103	その他	協議会	第3の1の(1)	・・・水循環や物質循環を促進する上で・・・ ⇒・・・水循環や物質循環を保全する上で・・・	第3の1の(1)	意見を踏まえて修正 「促進」→「維持」

104	その他	協議会	第3の1の(7)	<p>・・・環境への配慮についても検討・・・ ⇒・・・環境への配慮についても検討・・・</p>	第3の1の(7)	意見のとおり修正
105	その他	協議会	第3の1の(2)	「潮干狩場として浅口市寄島町三郎島」を「浅口市寄島町青佐鼻」に修正されたい	第1の3の(3)	意見を踏まえて修正
106	その他	協議会	第3の2の(1)	「住民による廃植物油の適正な再利用」と記載がありますが、具体的な意図があつての記載なら良いが、住民主体での再利用は困難と思われるので、「廃油を家庭排水に流さない」、行政が実施するバイオディーゼルの提供などを想定しているのであれば、「住民による廃食用油や調理くずの適正な処理」という記述でよい。	第3の2の(1)	意見を踏まえて修正
107	その他	協議会	第3の2の(1)	玉島港区の位置が間違っている（地図が古い？）。修正のこと。	第1の3の(2)	意見のとおり修正
108	その他	協議会	第4の2の表2	「指標2 渡り鳥の飛来数」について、対象としている岡田大池は倉敷市真備町であり、瀬戸内海を対象とした指標としては、不適切である。また、示された数値は、月3回調査の積算値と思われるが、そのことが示されていない。	第4の2の表2 第4の3の指標2	意見を踏まえて修正
109	その他	協議会	第1の4の(4)	「国際拠点港である水島港」とあるが、水島港は港湾法における「国際拠点港湾」であり、「国際拠点港」という言葉は一般的で無い。	第1の3の(6)	意見のとおり修正
110	その他	協議会	第1の4の(5)	備前市の邑久の塩性湿地→瀬戸内市の邑久の塩性湿地	第1の3の(3) のア	平成28年4月の環境省の重要湿地見直しに伴って修正
111	その他	市町村	第4の3の指標17	COD)に単位を入れるべき	第4の3の指標17	意見のとおり修正
112	その他	国機関	第3の2の(1)エ	1行目については以下の修正 河川等においては、多自然護岸（以下修正なし）	第3の2の(1) のエ	意見のとおり修正
113	その他	水質部会	第1の4の(5) ア、イ	日生諸島沖、倉敷市沿岸部で浮泥が堆積する原因は何でしょうか。児島湾では湾内で海水が停滞しているようなので、浮泥が溜まりにくくはありますが、日生諸島沖、倉敷市沿岸部では潮流の影響があつて、普段は浮泥が溜まりにくくはありますが、今回の現象は一過性のものか、何か重大な環境問題なのか関心があります。農林水産総合センターなどで、その原因が解明されれば、課題として記述してほしいと思います。もし未解明でしたら、お役にたつかわかりませんが、現地検討などの機会があれば協力させていただきます。	第1の4の(7) ア、イ	浮泥が堆積する原因は不明。 県水産研究所では底質の改善について調査研究を実施しているが、底質悪化の原因究明は行っていない。 意見を水産研究所に伝える。
114	その他	水質部会	第3の8の(2)	農林水産総合センターで、浮泥堆積のモニタリングをさせたいらっしゃれば追加してほしいと思います。		水産研究所では浮泥のモニタリングを実施していないため、記載しない。
115	その他	協議会	第3の8の(2)	対応の説明にもあつたが、海洋生物のモニタリングについて、「定期的に調査をする」という旨の記載をしてもらいたい。	第3の8の(2)	環境省が瀬戸内海全体を対象に行う調査への協力や調査の活用、情報の共有化を図ることとしている。